

文教福祉常任委員会 会議録

令和6年12月17日（火）午前10時10分～
小美玉市役所 3階 議会委員会室

小美玉市議会

文教福祉常任委員会

令和6年12月17日(火)9時～

議会委員会室

1. 開 会

2. 現地調査

3. 委員長挨拶

4. 執行部挨拶

5. 議 事

- ① 議案第 97 号 小美玉市基金条例の一部を改正する条例について
- ② 議案第 99 号 小美玉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- ③ 議案第 100 号 小美玉市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- ④ 議案第 101 号 小美玉市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- ⑤ 議案第 103 号 令和6年度小美玉市一般会計補正予算(第6号)
- ⑥ 議案第 104 号 令和6年度小美玉市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- ⑦ 議案第 107 号 工事請負契約の締結について

6. そ の 他

7. 閉 会

出席委員（6名）

4番	内田和彦君	9番	島田清一郎君（副委員長）
10番	鈴木俊一君	12番	石井旭君（委員長）
13番	谷仲和雄君	17番	大槻良明君

欠席委員（1名）2番 宮内勇二君

付託案件説明のため出席した者

市長	島田幸三君	教育長	羽鳥文雄君
保健衛生部長	大原光浩君	福祉部長	佐々木浩君
教育部長	植田賢一君	教育委員会 理事	狩谷秀一君
医療保険課長	石井博君	健康増進課長	太田由美江君
社会福祉課長	長沼光子君	介護福祉課長	小川和夫君
地域包括支援 センター長	酒井美智子君	こども課長	高根澤博己君
こども家庭 センター長	尾形健君	教育指導課長	吉田桂子君
教育企画課長	田山智君	生涯学習課長	大山伸一君
スポーツ推進課長	比気龍司君	文化芸術課長	片岡理一君

議会事務局職員出席者

書記 井坂義久

午前10時10分 開会

◎開会の宣告

○副委員長（島田 清一郎君） ただいまより文教福祉常任委員会を開会致します。

委員長挨拶、石井委員長お願い致します。

○委員長（石井 旭君） はい、改めて皆さんおはようございます。

朝早くから現地調査ということで、お集まりいただき誠にありがとうございます。

島田市長を始め、執行部の皆様におかれましても、時間調整をありがとうございました。

美野里中の体育館を視察したところ1月にできるということで、順調に進んでいることを確認できて本当によかったなと思います。

生徒もきれいな体育館で部活等ができて楽しみかなと思います。

本日の議題ですが、付託案件であります7件につきまして、慎重審議をお願い致しまして簡単ですが、挨拶に代えさせていただきます。

どうぞ宜しくお願い致します。

○副委員長（島田 清一郎君） ありがとうございます。

執行部挨拶、島田市長お願い致します。

○市長（島田 幸三君） おはようございます。

今日は、美野里中の体育館に現地視察ということで、委員長からお話があった通り、生徒達の運動する環境が良くなり、さらに災害時の対応をする避難所としても十分な機能を果たせるのかなと思っております。

また、文教福祉常任委員会ということで、少子化で子どもが減少している中、きちっとした教育を受けさせるという観点から、中身の濃いご審議をいただき、そして福祉という部分では、子育て支援や高齢者の住み慣れた地域でいきいきと住めるような小美玉市を作っていきたいと思っておりますので、慎重なるご審議のほど宜しくお願い申し上げまして挨拶に代えさせていただきます。

本日は宜しくお願いします。

○副委員長（島田 清一郎君） ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

議事進行は石井委員長をお願い致します。

○委員長（石井 旭君） それでは、議事に入る前に、本日、福島議員、山崎議員が傍聴致し

ますので、よろしくお願ひ致します。

それでは、ただいまの出席委員は6名であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

それでは、本日の議題は、12月13日に付託された議案審査付託表のとおりであります。

関係資料につきましては、スマートディスカッションに保存されておりますので、準備のほうはよろしいでしょうか。

当委員会の議事の進め方でございますが、質疑の方法は一問一答方式とし、一人の方が全て終了するまで質疑を続けることとします。

簡潔かつ明瞭になされ、重複質疑を避けられますよう、よろしくお願ひ致します。

また、執行部においても、マスクを外し、明快な答弁をお願ひ致します。

なお、執行部が即時に答弁し難い質疑があった場合は、当該質疑に対する答弁を一時保留とし、委員には次の質問をお願ひ致します。

一時保留にした答弁は、執行部において整い次第、再開することと致します。

各委員におかれましては、宜しくご協力のほどお願ひ致します。

なお、会議録作成の都合上、発言の際はマイクを使っていただき、質疑が終わりましたら、必ず電源をお切りいただきますようお願いを致します。

それでは、これから付託案件の審査に入ります。

始めに、議案第97号 小美玉市基金条例の一部を改正する条例について議題と致します。

執行部より説明を求めます。

石井医療保険課長。

○医療保険課長（石井 博君） それでは、議案第97号小美玉市基金条例の一部を改正する条例についてご説明致します。

小美玉市基金条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由につきましては、国民健康保険の限度額適用認定証の普及に伴い、小美玉市高額療養費貸付基金を廃止するため、この案を提出するものでございます。

なお、小美玉市高額療養費貸付基金の利用状況でございますが、高額療養費が平成24年に現物給付化されて以降、基金が活用されていない状況が続いております。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明致します。

右側の現行の表中、別表第2の運用基金の下段、小美玉市高額療養費貸付基金、金額500

万円の項を削除するものでございます。

議案第97号の説明は以上でございます。

ご審議の程、宜しく願い申し上げます。

○委員長（石井 旭君）以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑は挙手によりこれを許します。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

ないようですので、以上で質疑を終結致します。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） ないようですので、討論を終結致します。

これより採決に入ります。

議案第97号 小美玉市基金条例の一部を改正する条例について採決致します。

おはかり致します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第99号 小美玉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について議題と致します。

執行部より説明を求めます。

石井医療保険課長。

○医療保険課長（石井 博君） それでは、議案第99号、小美玉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明致します。

小美玉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由につきましては、国民健康保険税の税率を改正するため、この案を提出するもの

でございます。

なお、国民健康保険税の税率改正の必要性につきましては、12月4日の市議会全員協議会においてご説明申し上げましたところですが、国民健康保険特別会計において財源不足が生じておりますので、財源不足の解消を目的に税率改正案を提案するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明致します。

新旧対照表の1ページをご覧ください。

まず、別表第1でございます。

国民健康保険税の医療分につきましては、所得割の率を100分の6.2から100分の6.8に、均等割額を35,000円から39,000円に、それぞれ改めるものでございます。

続きまして、別表第2でございます。

同じく後期高齢者支援金等分につきましては、所得割の率を100分の2.6から100分の2.7に、均等割額を15,000円から17,000円に、それぞれ改めるものでございます。

続きまして、別表第3でございます。

同じく介護分につきましては、所得割の率を100分の1.8から100分の2.3に、均等割額を15,000円から17,000円に、それぞれ改めるものでございます。

続きまして、別表第4でございます。

国民健康保険の被保険者の世帯の所得が一定額以下の場合、当該所得額に応じて国民健康保険税の均等割額の7割、5割または2割が軽減されますが、この軽減額について改正するものでございます。

まず、7割軽減でございます。

新旧対照表の2ページ上段をご覧ください。

医療分の軽減額を24,500円から27,300円に、後期高齢者支援金等分の軽減額を10,500円から11,900円に、介護分の軽減額を10,500円から11,900円に、それぞれ改めるものでございます。

続きまして、5割軽減でございます。

新旧対照表の2ページ中段をご覧ください。

医療分の軽減額を17,500円から19,500円に、後期高齢者支援金等分の軽減額を7,500円から8,500円に、介護分の軽減額を7,500円から8,500円に、それぞれ改めるものでございます。

続きまして、2割軽減でございます。

新旧対照表の2ページ下段をご覧ください。

医療分の軽減額を7,000円から7,800円に、新旧対照表の3ページをご覧ください。

後期高齢者支援金等分の軽減額を3,000円から3,400円に、介護分の軽減額を3,000円から3,400円に、それぞれ改めるものでございます。

議案第99号の説明は以上でございます。

ご審議の程、宜しくお願い申し上げます。

○委員長（石井 旭君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手によりこれを許します。

島田副委員長。

○副委員長（島田 清一郎君） 財源不足によって、国保税を値上げするということが、市町村で、議論しても茨城県において一括でやっているの、難しいと思いますが、この率ですが、経済成長率とかそういうところから考えても、一割を超える上げ幅ですが、これが大きいような気がします、小美玉市国民健康保険事業の運営に関する協議会において、議論はされているのでしょうか。

○委員長（石井 旭君） 石井医療保険課長。

○医療保険課長（石井 博君） 先程の島田副委員長のご質問にお答えします。

今年8月下旬に開催されました小美玉市国民健康保険事業の運営に関する協議会におきまして、今回の税率改正につきましては、やむを得ないというお答えをいただいております。

以上でございます。

○委員長（石井 旭君） 島田副委員長。

○副委員長（島田 清一郎君） 私たち議会で否決というのも考えづらいですが、多分このままいくと、国保税を滞納する人が増えると思いますが、その辺も宜しくお願い致します。

○委員長（石井 旭君） 他に質疑はございますか。

ないようですので、以上で質疑を終結致します。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） ないようですので、討論を終結致します。

これより採決に入ります。

議案第99号 小美玉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について採決致します。
お諮り致します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

つづいて、議案第100号 小美玉市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について議題と致します。

執行部より説明を求めます。

石井医療保険課長。

○医療保険課長（石井 博君） それでは、議案第100号、小美玉市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についてご説明致します。

小美玉市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由につきましては、児童手当法施行令及び特別児童扶養手当法に係る施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、この案を提出するものでございます。

なお、児童手当法施行令及び特別児童扶養手当に係る施行令は一部改正となりますが、医療福祉制度、いわゆるマル福の該当要件は従来どおり変更しないこととされておりますので、条文中の適用する法令を改正前の政令とするものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明致します。

新旧対照表の1ページをご覧ください。

まず、第5条第1項第1号でございます。

条文中、引用する法令を現行の児童手当法施行令から、改正前の旧児童手当法施行令に改めるものでございます。

次に、第5条第1項第4号でございます。

新旧対照表の2ページ上段をご覧ください。

条文中、引用する法令を現行の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令から、改正前の旧特別児童扶養手当法施行令に改めるものでございます。

最後に、第5条第2項でございます。

新旧対照表の2ページ下段をご覧ください。

条文中、現行の児童手当法施行令または特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令を

引用している箇所につきましては、それぞれ改正前の旧児童手当法施行令または改正前の旧特別児童扶養手当法施行令に改めるものでございます。

議案第100号の説明は以上でございます。

ご審議の程、宜しくお願い申し上げます。

○委員長（石井 旭君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手によりこれを許します。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） ないようですので、以上で質疑を終結致します。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） ないようですので、討論を終結致します。

これより採決に入ります。

議案第100号 小美玉市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について採決致します。

お諮り致します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第101号 小美玉市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について議題と致します。

執行部より説明を求めます。

○委員長（石井 旭君） 酒井地域包括支援センター長。

○地域包括支援センター長（酒井 美智子君） 議案第101号 小美玉市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明致します。

提案理由につきましては、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の

一部改正に伴い、所要の改正を行うため、この案を提出するものでございます。

主な内容としましては、省令で定める地域包括支援センターの職員配置基準について、人材確保が困難となっている状況を踏まえ、これを緩和する改正が行われました。

今回これに準じ、柔軟な職員配置を可能とするため、市条例の改正を提案するものでございます。

改正の主な内容としましては、新旧対照表 1 ページ目 第 3 条第 1 項により、常勤換算法による職員配置が可能となります。

常勤での勤務が困難な人材でも複数配置することで配置基準の人数としてカウントすることが可能となります。

2 ページ目 第 3 条第 2 項は配置基準の緩和です。

これまで、地域包括支援センターの区域ごとに、高齢者数に応じて 3 職種全員を揃えとされておりましたが、今回、複数センターの担当区域全体として必要な人員が配置されていれば、それぞれのセンターが配置基準を満たすとされました。

これにより、人員の配置が容易になるとともに、全体の地域特性や人材育成を視野に入れた配置が可能となる改正でございます。

説明は、以上でございます。

ご審議の程宜しくお願い致します。

○委員長（石井 旭君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手によりこれを許します。

谷仲委員。

○13番（谷仲 和雄君） 宜しくお願いします。

この条例の一部改正については、地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置という観点から説明がありましたが、常勤換算法とあと第 3 条第 2 項の人材の配置が、容易になるということですが、それで、この条例の説明を今お聞きしまして、審議にあたって、現状の地域包括支援センターの配置状況を確認したいと思います。

○委員長（石井 旭君） 酒井地域包括支援センター長。

○地域包括支援センター長（酒井 美智子君） 現在としまして 7 名、各 3 職種、2 名ずつ計 6 名と育児休業者 1 名で合計 7 名が配置されております。

以上です。

○委員長（石井 旭君） 谷仲委員。

○13番（谷仲 和雄君） 現状7名ということで、この条例が可決したことにより、地域包括支援センターの業務が、柔軟な職員配置で、可決された後の検討課題になってくるかと思えます。

それで、根本的には、やはり必要な福祉専門職の人材というところですから、人材の育成を含め、宜しくお願い致します。

私からは、以上でございます。

○委員長（石井 旭君） 他に質疑はございますか。

ないようですので、以上で質疑を終結致します。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） ないようですので、討論を終結致します。

これより採決に入ります。

議案第101号 小美玉市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について採決致します。

お諮り致します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

つづいて、議案第103号 令和6年度小美玉市一般会計補正予算（第6号）を議題と致します。

執行部より説明を求めます。

○委員長（石井 旭君） 長沼社会福祉課長。

○社会福祉課長（長沼 光子君） 議案第103号 令和6年度小美玉市一般会計補正予算（第6号）のうち、文教福祉常任委員会所管の歳入歳出につきまして、順次担当部局からご説明させていただきます。

なお、補正予算の款項目の関係ですが、読み上げの一部を省略させていただき、説明欄を中心にご説明させて頂ければと考えております。

宜しくお願い致します。

それでは、10ページ、5段目をご覧ください。

はじめに社会福祉課所管の歳入でございます。

説明欄 特別障害者手当等負担金でございますが、45万円の補正増をお願いするものでございます。

内容につきましては、特別障害者手当支給事業に対する国庫負担金になります。

続きましてその下、生活保護費国庫負担金でございますが、3,615万円の補正増をお願いするものでございます。

内容につきましては、生活保護扶助事業に対する負担金になります。

○委員長（石井 旭君） 高根澤こども課長。

○こども課長（高根澤 博巳君） その下、こども課所管になります。

説明欄 子どものための教育・保育給付交付金、6,470万9,000円の増額をするものでございます。

内容につきましては、民間保育所入所児童委託料及び認定こども園施設型給付費負担金の経費に対する国庫補助金でございます。

○委員長（石井 旭君） 長沼社会福祉課長。

○社会福祉課長（長沼 光子君） 続きまして、社会福祉課所管になります。

その下になります。

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金でございますが、95万円の補正増をお願いするものでございます。

内容につきましては、生活保護システム改修に係る経費に対する補助金になります。

○委員長（石井 旭君） 吉田教育指導課長。

○教育指導課長（吉田 桂子君） 続きまして、教育指導課所管となります。

教育支援体制整備事業費補助金につきましては、194,000円の増額補正となります。

この補助金は、対象事業に不登校児童生徒の学び継続事業があり、校内フリースクールの開設準備に充てることが可能となっております。

このたび令和6年度分の追加募集があったことから、美野里中、小川北義務教育学校、玉里学園義務教育学校での開設準備に活用したく、申請したところでございます。

補助率は経費の3分の1となっており、経費の内容は歳出補正において説明致します。

○委員長（石井 旭君） 高根澤こども課長。

○こども課長（高根澤 博巳君） その下、こども課所管になります。

説明欄 子どものための教育・保育給付費負担金、1,753万3,000円の増額をするものでございます。

内容につきましては、民間保育所入所児童委託料及び認定こども園施設型給付費負担金の経費に対する県負担金でございます。

次の11ページをご覧ください。

説明欄 子どものための教育・保育給付費補助金、351万8,000円の減額をするものでございます。

内容につきましては、認定こども園施設型給付費負担金に係る経費に対する県補助金でございます。

説明欄のその下、多子世帯保育料軽減事業費補助金、295万6,000円の増額をするものでございます。

内容につきましては、多子世帯保育料軽減事業補助金に係る経費に対する県補助金でございます。

○委員長（石井 旭君） 太田健康増進課長。

○健康増進課長（太田 由美江君） 同じページの3段目、健康増進課所管の歳入でございます。

説明欄 健康増進に対する指定寄附金で、30万5,000円の補正増をお願いするものです。

理由につきましては、歳出予算の中で説明させていただきます。

○委員長（石井 旭君） 片岡文化芸術課長。

○文化芸術課長（片岡 理一君） 次の表、同じく説明の欄 文化施設等 維持管理運営等事業基金繰入金 180万2,000円の増額は、歳出、小川文化センター施設維持管理費に充てるための防衛補助を財源としている基金からの繰入金となっています。

内容につきましては、歳出予算補正計上に伴うものとなっていますので、歳出にて説明を致します。

○委員長（石井 旭君） 大山生涯学習課長。

○生涯学習課長（大山 伸一君） はい。続きまして、生涯学習課所管となります。

説明の欄 行政区集会施設管理基金繰入金について、148万6,000円の補正増をお願いするものでございます。

内容については、歳出予算の中で説明させていただきます。

○委員長（石井 旭君） 石井医療保険課長。

○医療保険課長（石井 博君） 続きまして、その下、22款 諸収入、5項5目 雑入の説明

欄の5番目、高額療養費貸付基金廃止に伴う余剰金500万円の補正増をお願いするものでございます。

続きまして、12ページをご覧ください。

6目 過年度収入の説明欄、医療福祉費等補助金255万円の補正増をお願いするものでございます。

内容と致しましては、茨城県からの令和5年度医療福祉費等補助金の確定に伴う追加交付分でございます。

歳入につきましては、以上でございます。

○委員長（石井 旭君） 小川介護福祉課長。

○介護福祉課長（小川 和夫君） 続きまして、2目 高齢者福祉費 説明欄6 元気わくわく支援事業でございますが、12節 委託料 51万7,000円の補正減をお願いするものです。

ひとり暮らし老人、「愛の定期便事業委託料」で当初の利用見込者数より利用実績が減少したため、委託料を減額するものです。

続きまして、2目 高齢者福祉費 説明欄8の生活支援事業でございますが、10節 需用費 29万円の補正増をお願いするものです。

これはタクシー券の印刷製本費の補正分であります。

次に説明欄12 介護保険特別会計繰出金につきましては、282万6,000円の補正増をお願いするものです。

介護保険特別会計への市の法定割合分で、総務費、介護保険給付費、地域支援事業費の増額に係る繰出金となります。

○委員長（石井 旭君） 長沼社会福祉課長。

○社会福祉課長（長沼 光子君） 17ページ、2段目になります。

説明欄4 障害者地域生活支援事業 通信運搬費6,000円の補正増をお願いするものでございます。

内容と致しましては、成年後見制度申立件数の増加による郵便料になります。

続きましてその下、説明欄5 特別障害者手当支給事業 特別障害者等60万円の補正増をお願いするものでございます。

内容と致しましては、物価変動率の上昇による手当額の増加及び当初の見込より受給者数の増加によるものでございます。

○委員長（石井 旭君） 高根澤こども課長。

○こども課長（高根澤 博巳君） その下、こども課所管になります。

説明欄の2、児童福祉事務費の国庫補助等返納金につきましては、2,607万8,000円の補正増をするものでございます。

内容につきましては、令和5年度の国庫補助等の確定・清算に伴う返納金でございます。

その下、説明欄7 多子世帯保育料軽減事業の多子世帯保育料軽減事業補助金につきましては、1,478万8,000円の補正増をするものでございます。

内容につきましては、対象児童者数が年度当初の見込みより増加することが見込まれるなどの理由により増額するものでございます。

特定財源は、県の多子世帯保育料軽減事業費補助金及びふるさと応援基金繰入金を充当してございます。

次の18ページをご覧ください。

説明欄の1 保育所委託事業の民間保育所入所児童委託料につきましては、5,344万2,000円の補正増をするものでございます。

内容につきましては、8月の人事院勧告をうけ、基準単価となる公定価格の人件費分が増額改定されることが確実なため、増額するものでございます。

特定財源は、国の子どものための教育・保育給付交付金及び、県の子どもための教育・保育給付費負担金を充当してございます。

その下説明欄の3 施設型給付費の認定こども園施設型給付費負担金につきましては、3,404万5,000円の補正増をするものでございます。

内容につきましては、こちらも、公定価格の増額改定が確実なため、増額するものでございます。

特定財源は、国の子どものための教育・保育給付交付金及び、県の子どもための教育・保育給付費負担金、子どものための教育・保育給付費補助金を充当してございます。

○委員長（石井 旭君） 長沼社会福祉課長。

○社会福祉課長（長沼 光子君） 続きまして、その下になります。

説明欄2 生活保護費 生活保護システム改修委託料190万1,000円の補正増を願うするものでございます。

内容と致しましては、令和6年度就労自立給付金のインセンティブ強化に関する生活保護システムの改修委託料になります。

続きましてその下、説明欄1 生活保護扶助事業扶助費4,820万円の補正増をお願いする

ものでございます。

内容と致しましては、2月以降支給分の不足として、住宅扶助費800万円、新規ケースの世帯員が義務教育学校後期課程進級による一時扶助に不足が生じるため、教育扶助費20万円、2月以降支給分の不足として、医療扶助費4,000万円が見込まれるためになります。

○委員長（石井 旭君） 尾形こども家庭センター長。

○こども家庭センター長（尾形 健君） こども家庭センター所管になります。

19ページをお願い致します。

4款衛生費になります。

説明欄1 母子保健事業 国県補助等返納金につきましては、17万1,000円の補正増をお願いするものでございます。

内容でございますが、令和5年度に実施致しました未熟児養育医療費の実績に伴う返納金でございます。

○委員長（石井 旭君） 太田健康増進課長。

○健康増進課長（太田 由美江君） その下、健康増進課所管でございます。

説明欄2 成人保健事業ですが、委託料において571万7,000円の補正増をお願いします。女性のがん検診のほか各種健診における実績増に伴う委託料の補正増です。

その下説明欄3 健康づくり推進事業ですが、163万9,000円の補正減をお願い致します。健康増進計画策定業務委託料の確定による減額です。

また、歳入において説明しました指定寄附金ですが、明治安田生命保険相互会社による私の地元応援募金で、小美玉市にゆかりのある従業員募金と会社拠出のマッチングによる寄附であり、市民の健康増進や子育て支援のため送られました。

いただいた寄附金30万5,000円は、食を通じた健康づくりに取り組む食生活改善推進事業の財源として、充当致します。

その下説明欄1 健康増進施設管理運営費ですが、修繕料において81万9,000円、植木剪定等委託料で38万5,000円の補正増をお願い致します。

四季健康館及び小川保健相談センターの施設内修繕、および四季健康館敷地内からけやき通りに植木が張り出し危険なため、植木剪定及び伐採を実施するものです。

健康増進課所管の補正は以上でございます。

○委員長（石井 旭君） 吉田教育指導課長。

○教育指導課長（吉田 桂子君） 続きまして、教育指導課所管となります。

25ページをご覧ください。

学校教育支援事業の備品購入費において、583,000円の増額補正をお願いするものでございます。

内容としましては、歳入補正で申し上げました、教育支援体制整備事業費補助金194,000円を活用し、校内フリースクールを令和7年度当初から開設できるよう、備品購入を行うものでございます。

備品はパーテーションなどを想定しております。

○委員長（石井 旭君） 田山教育企画課長。

○教育企画課長（田山 智君） 教育企画課所管分となります。

宜しく申し上げます。

25ページ2段目、説明欄2 小学校施設管理費 108万3,000円の増額補正をお願いするものです。

14節 工事請負費 校舎改修工事 堅倉小学校塔時計修繕工事 108万3,000円の増額補正となります。

内容は、堅倉小学校・壁掛型親時計の基盤修繕工事となります。

ページ3段目、説明欄2 中学校施設管理費 50万円の増額補正をお願いするものです。

10節 需用費 修繕料 施設の修繕 50万円の増額補正となります。

施設の修繕費用を見込んでおります。

教育企画課所管分の説明は以上です。

○委員長（石井 旭君） 吉田教育指導課長。

○教育指導課長（吉田 桂子君） 続きまして、教育指導課所管となります。

幼稚園費のうち、幼稚園運営経費につきまして、修繕料26万円の補正増をお願いするものでございます。

こちらの修繕料は、主に園児送迎用バス8台の修繕を行うためのものでございますが、今後行うバス全車両の車検整備費用に不足が見込まれているため、不足見込額の増額をお願いするものでございます。

○委員長（石井 旭君） 大山生涯学習課長。

○生涯学習課長（大山 伸一君） 続きまして、生涯学習課所管となります。

同ページの中段、説明の欄2の社会教育総務事務費につきましては、行政区集会施設整備費補助金として、271万2,000円の補正増をお願いするものです。

内容としては、下吉影南原区外7地区の地区集会施設の修繕改修工事をはじめ、エアコン設置などへの補助金でございます。

地区別の内訳としましては、下吉影南原 49万9,000円、橋向 26万8,000円、堅倉 15万2,000円、江戸 22万円、坂上 35万5,000円、山野台 73万3,000円、第三東宝 23万1,000円、田中台 25万4,000円でございます。

このうち、下吉影南原、山野台、田中台の3地区については、再編交付金事業による地区集会施設のため、歳入補正の際にご説明させていただきました行政区集会施設管理基金繰入金 148万6,000円を財源として充当するものでございます。

続いて、公民館費の説明の欄2の小川公民館施設維持管理費につきましては、総額で99万3,000円の補正増をお願いするものでございます。

内容としては、電気料金の高騰等に伴い、電気使用料の不足が見込まれるため、光熱水費94万3,000円の増額と、小川公民館の閉館にあたり、経年劣化により長年使用不可としていたアップライトピアノを処分するための廃品処分手数料として5万円を増額するものでございます。

次に、説明の欄4の美野里地区公民館等施設維持管理費につきましては、光熱水費として190万円の補正増をお願いするものでございます。

内容としては、小川公民館同様、電気料金の高騰により、美野里公民館、羽鳥公民館、羽鳥ふれあいセンター、農村女性の家、農村環境改善センターの5施設の電気使用料の不足が見込まれるため、光熱水費を増額するものでございます。

次に、図書館・資料館費の説明の欄3の小川図書館・資料館施設維持管理費につきましては、総額で86万2,000円の補正増をお願いするものでございます。

内容としまして、次の27ページをお願いします。

電気料金の高騰に伴い、他の施設と同様に電気使用料の不足が見込まれるため、光熱水費を66万4,000円増額し、また、小川公民館の閉館に際して、公民館側に設置されている電話交換機と情報ネットワークLAN配線を小川図書館側に移設するため、電話交換機等移設工事として19万8,000円を増額するものでございます。

続きまして、説明の欄2のやすらぎの里施設維持管理費の39万円の増額および、その下の説明の欄1の生涯学習センター施設維持管理費の240万円の増額つきましても、他の施設と同様に、いずれも電気料金の高騰により電気使用料の不足が見込まれるため、それぞれ光熱水費の補正増をお願いするものでございます。

生涯学習課所管は、以上でございます。

○委員長（石井 旭君） 片岡文化芸術課長。

○文化芸術課長（片岡 理一君） 続いて3 小川文化センター施設維持管理費でございます。

光熱水費130万の増額につきましては、小川文化センターアピオスの電気代となり、増額の要因としては、大ホール、小ホール用空調設備の稼働時間増加に伴うもので、次の修繕料50万3,000円の増額につきましては、アピオス大ホール照明設備の停電時データ保存用バッテリーの交換修繕となります。

以上の説明をもちまして、議案第103号令和6年度小美玉市一般会計補正予算（第6号）のうち、文教福祉常任委員会所管に関する説明を終えさせていただきます。

ご審議につきまして、宜しくお願い致します。

○委員長（石井 旭君） ご苦勞様でした。

ここで、11時10分まで休憩とします。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 再開

○委員長（石井 旭君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

先程、以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手によりこれを許します。

内田委員。

○4番（内田 和彦君） 宜しくお願いします。

26ページの幼稚園運営費の修繕料ですが、バス8台で運用しているとの事ですが、ナンバーは、白色ですか。

○委員長（石井 旭君） 吉田教育指導課長。

○教育指導課長（吉田 桂子君） 白ナンバーです。

○委員長（石井 旭君） 内田委員。

○4番（内田 和彦君） 営業車ではないので車検は2年ですか。

○委員長（石井 旭君） 吉田教育指導課長。

○教育指導課長（吉田 桂子君） バスの車検は、毎年行っております。

○委員長（石井 旭君） 内田委員。

○4番（内田 和彦君） そうすると、バスが8台ありますので、平日の朝と夕方運用していると思いますが、車検の回し方や修繕の細かいところがあると思いますが、1年の中で、同時期には一緒に出さないと思いますがどうでしょうか。

○委員長（石井 旭君） 吉田教育指導課長。

○教育指導課長（吉田 桂子君） 車検の時期は一斉ではなく、園の長期休み時期等に合わせて予定を組んでおります。

○委員長（石井 旭君） 内田委員。

○4番（内田 和彦君） ありがとうございます。

○委員長（石井 旭君） 他に質疑はございませんか。

島田副委員長。

○副委員長（島田 清一郎君） 数字上のやりくりだと思えますが、11ページの民生費県補助金子どものための教育・保育給付費補助金351万8,000円は補正減になっており、それが今度18ページの支出では、説明欄3の施設型給付費、認定こども園施設型給付費負担金で3,404万5,000円になっています。

歳入が減額補正で、歳出が増額補正ですが、事業が違うのか説明願います。

○委員長（石井 旭君） 高根澤こども課長。

○こども課長（高根澤 博巳君） 島田副委員長の質問でございますが、充当する先が違いまして、減額補正については、認定こども園の幼稚園が減となり、その部分になります。

増額補正については、認定こども園の保育部分が増となっております。

○委員長（石井 旭君） 島田副委員長。

○副委員長（島田 清一郎君） 分かりました。

ありがとうございます。

○委員長（石井 旭君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） ないようですので、以上で質疑を終結致します。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） ないようですので、討論を終結致します。

これより採決に入ります。

議案第103号 令和6年度小美玉市一般会計補正予算（第6号）について採決致します。

お諮り致します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第104号 令和6年度小美玉市介護保険特別会計補正予算（第2号）について議題と致します。

執行部の説明を求めます。

○委員長（石井 旭君） 小川介護福祉課長。

○介護福祉課長（小川 和夫君） 議案第104号 令和6年度小美玉市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明致します。

1ページをお願いします。

歳入歳出予算補正について、今回の事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,044万6,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ41億1,547万7,000円とするものです。

6ページをお開きください。

歳入についてご説明致します。

3款 国庫支出金 1項 国庫負担金 1目 介護給付費負担金 1節 現年度分ですが、394万円の補正増をお願いするものです。

これは、介護サービス経費のうち、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費及び居宅介護サービス計画給付費の利用実績増、介護予防サービス経費のうち介護予防サービス計画給付費の利用実績増による補正増です。

同じく2項 国庫補助金 1目 調整交付金 1節 現年度分ですが、43万円の補正増をお願いするものです。

その下 7目介護保険災害臨時特例補助金 1節 介護保険災害臨時特例補助金ですが、今年度の交付額決定に伴う10万6,000円の補正増をお願いするものです。

続きまして4款 支払基金交付金 1項 支払基金交付金 1目 介護給付費交付金 1節 現年度分ですが介護給付費見込額の増加により531万9,000円の補正増をお願いするものです。

その下5款 県支出金、1項 県負担金、1目 介護給付費負担金 1節 現年度分でご

ざいますが、246万2,000円の補正増をお願いするものです。

こちらにも介護給付費見込増によるものです。

7款 繰入金 1項一般会計繰入金 1目介護給付費繰入金 1節 現年度分ですが、こちらにも介護給付費の増額に伴い246万2,000円の補正増をお願いするものです。

その下5目 その他一般会計繰入金 1節 事務費繰入金は36万4,000円の補正増をお願いするものです。

次に2項 基金繰入金 1目 介護給付費準備基金繰入金ですが、536万3,000円の補正増をお願い致します。

こちらは、歳入歳出調整分となります。

続きまして歳出についてご説明致します。

7ページをご覧下さい。

1款 総務費、1項 総務管理費 1目 一般管理費 説明欄2 一般管理費ですが、16万円1,000円の補正増をお願いするものです。

次に2項 徴収費 1目 賦課徴収費 説明欄1 賦課徴収費ですが12万8,000円の補正増をお願いするものです。

次に3項 介護認定審査会費 1目 介護認定審査会費 説明欄1 介護認定審査会費ですが、7万5,000円の補正増をお願いするものです。

一般管理費、賦課徴収費及び介護認定審査会とも、郵便料の値上げによる増額分になります。

8ページをお願いします。

続きまして2款 保健給付費 1項 介護サービス等諸費 1目 介護サービス等諸費 説明欄1 介護サービス経費ですが1,825万2,000円の補正増をお願いするものです。

これは、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費、居宅介護サービス計画給付費の伸び率の増加によるものです。

2項 介護予防サービス等諸費 1目 介護予防サービス等諸費 説明欄1 介護予防サービス経費ですが、145万2,000円の補正増をお願いするものです。

これは、介護予防サービス計画給付費の伸び率の増加によるものです。

5款 諸支出金 3項 介護保険災害臨時特例支出金 1目介護保険災害臨時特例支出金、説明欄1 介護保険災害臨時特例補助事業でございますが、37万8,000円の補正増をお願いするものでございます。

令和6年度の実績見込みによるものです。

以上で説明を終わります。

ご審議の程を宜しくお願い致します。

○委員長（石井 旭君）以上で説明が終了しました。

これより、質疑に入ります。

質疑は挙手によりこれを許します。

○委員長（石井 旭君） 内田委員。

○4番（内田 和彦君）8ページの一番下、介護保険災害臨時特例補助事業の説明がありましたが、もう少し内容を詳しく教えて下さい。

○委員長（石井 旭君） 小川介護福祉課長。

○介護福祉課長（小川 和夫君）ただいまの介護保険災害臨時特例補助事業の内容になりますが、東日本大震災に伴います被保険者の利用者負担、保険料の減免措置等を財政の補助に伴うものでございます。

補助率を10分の1として、介護給付費として対象者2名、1号保険料の対象者を3名と
いうことで考えております。

以上です。

○委員長（石井 旭君） 内田委員。

○4番（内田 和彦君）ありがとうございました。

○委員長（石井 旭君）他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） ないようですので、以上で質疑を終結致します。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） ないようですので、討論を終結致します。

これより採決に入ります。

議案第104号 令和6年度小美玉市介護保険特別会計補正予算（第2号）について採決致します。

お諮り致します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

つづいて、議案第107号 工事請負契約の締結について議題と致します。

執行部の説明を求めます。

○委員長（石井 旭君） 田山教育企画課長。

○教育企画課長（田山 智君） 教育企画課、田山です。

よろしくお願ひします。

議案第107号工事請負契約の締結についてご説明させていただきます。

始めに、提案理由でございますが、羽鳥小学校校舎増築工事の請負契約を締結するにあたり、地方自治法及び市条例の規定に基づき提出するものです。

1. 契約の目的は、羽鳥小学校校舎増築工事となります。
2. 契約金額は、5億8,498万円。
3. 契約の相手方は、水戸市けやき台3丁目62番地1 大貫・クボタ特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社 大貫工務店 代表取締役 大貫 茂男 です。
4. 契約方法は、一般競争入札です。

次のページになります。

工事名は、羽鳥小学校校舎増築工事です。

工事の内容ですが、建築工事一式、鉄筋コンクリート造2階建て、延べ面積1,072㎡、電気設備工事一式、機械設備工事一式です。

工期は、議会議決日の翌日から令和8年2月13日までとしております。

開札執行日ですが、令和6年11月20日の入札により開札を行っております。

入札参加業者ですが、記載のとおり、4特定建設工事共同企業体による入札が行われました。

総務課契約検査係の事後審査手続後、11月28日に仮契約を締結しております。

説明は以上となります。

ご審議の程、宜しくお願ひします。

○委員長（石井 旭君） 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑は挙手によりこれを許します。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

ないようですので、以上で質疑を終結致します。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） ないようですので、討論を終結致します。

これより採決に入ります。

議案第107号 工事請負契約の締結について採決致します。

おはかり致します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました執行部から提案された議案の審査については終了致しました。

この後は、議会案件ですので、執行部におかれましては散会としたいと思います。委員の皆さんよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） それでは、ここで執行部におかれましては散会と致します。

お疲れ様でした。



〔執行部退席〕

○委員長（石井 旭君） 続いて、その他になりますが、過日の視察研修において、御報告ありがとうございました。

お手元の報告書のとおり、まとめておりますが、内容についてご確認いただき、何か修正等ございましたら、お願いしたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） それでは、修正がないということですので、万が一この後に小さな微細なことがありましたら、島田副委員長と修正させていただきたいと思っておりますので、それで、議長に報告を提出致します。

宜しくお願いします。

また、最終日の全員協議会において、私から研修報告をしますので、宜しくお願いします。

他に何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） ないようですので、以上で本日の審議及び協議は全て終了しました。それでは、副委員長お願いします。

◇

◎閉会の宣告

○副委員長（島田 清一郎君） それでは、以上で文教福祉常任委員会を閉会致します。ご苦労さまでした。

午前11時29分 閉会